

定 款

公益財団法人農業・環境・健康研究所

目 次

第1章	総 則・・・・・・・・・・	2
第2章	目的及び事業・・・・・・・・	2
第3章	資産及び会計・・・・・・・・	3
第4章	評議員及び評議員会・・・・・・・・	4
第1節	評議員	
第2節	評議員会	
第5章	役員等及び理事会・・・・・・・・	8
第1節	役員等	
第2節	理事会	
第6章	定款の変更、合併及び解散・・	14
第7章	委員会・・・・・・・・・・	15
第8章	公 告・・・・・・・・・・	15
第9章	事務局・・・・・・・・・・	15
第10章	情報公開及び個人情報の保護・	16
第11章	補 則・・・・・・・・・・	16
附 則	・・・・・・・・・・	17

公益財団法人農業・環境・健康研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人農業・環境・健康研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県伊豆の国市に置く。

2 この法人は、理事会の議決によって必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、持続可能な農業（自然農法や有機農法等）に関する技術開発及び調査研究、教育、研修及び指導等を通じて、その普及拡大及び浸透を図るとともに、それにより環境保全及び健康増進を進め、以って、広くわが国における農業の振興、環境の保全及び国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 持続可能な農業の技術開発及び調査研究事業
- (2) 持続可能な農業の教育、研修及び指導事業
- (3) 持続可能な農業の普及啓発事業
- (4) 持続可能な農業を通じた環境保全推進事業
- (5) 持続可能な農業を通じた健康増進事業
- (6) 土壌、資材、農産物、加工食品、農業用水及び飲料水等の分析事業
- (7) 書籍、視聴覚教材及び各種の資料等の製作及び出版事業
- (8) 農産物、畜産物及び加工食品等の販売事業
- (9) 持続可能な農業に関する請負事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(規 律)

第5条 この法人は、理事会の議決により別に定める役職員倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運用し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、代表理事が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄付された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の議決を経て評議員会に報告するものとする。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 代表理事は第1項に規定する書類を毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、又、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計の原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し、必要な事項は、理事会の議決により別に定める経理規程、経理規則によるものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行するもの又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項の他、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席に、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを必要とする。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任する時は、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員長は、評議員会において選任する。

11 評議員はこの法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

12 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任 期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(権 限)

第16条 評議員は評議員会を構成し、定款に規定する事項を議決するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。ただし、各年度の総額が2千万円を超えない範囲で、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に基づき、支払うことが出来る。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算報告の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) 残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止。

- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する他、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の議決に基づき、代表理事が招集する。

- 2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 代表理事は評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長が事故あるとき又は欠けたときは、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 評議員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の議決により別に定める評議員会運営規程によるものとする。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第29条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。
- 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち、5名以内の常任理事を選出し、そのうち1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- 5 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常任理事を同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 代表理事である理事長、副理事長、常任理事である専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は3親等内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の職務の権限については、理事会の決議により別に定める役職員等職務権限規程によるものとする。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は次に掲げる職務を行い、かつ監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること

- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときはこれを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただしその請求があった日から、5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事が理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を、評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任 期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、その権利義務を有する。

(解 任)

第34条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第 35 条 役員は無報酬とする。ただし、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に基づき支払うことができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に基づくものとする。

(取引の制限)

第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
(2) 自己又は第三者のためにする、この法人との取引をしようとするとき
(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 37 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 38 条 この法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、この法人に功労のあったもの又は学識経験者等のうちから理事会において選任する。
3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
4 名誉会長及び顧問の任期については、第 33 条第 1 項の規定を準用する。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 39 条 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べる

ことができる。

第2節 理事会

(構成)

第40条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事である理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の管理体制の整備

(種類及び開催)

第42条 理事会は定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
- (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又はその請求した監事が招集したとき

(招 集)

第 43 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により、監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 長)

第 45 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 46 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 47 条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 48 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第 50 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の議決により別に定める理事会運営規程によるものとする。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更する事ができる。ただし、第 3 条、第 4 条並びに第 14 条については、評議員の 4 分の 3 以上の多数の議決による。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 52 条 この法人は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をする事ができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 53 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他の法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 54 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額

に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日または合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人等に寄付するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第56条 代表理事は、この法人の事業を推進するために、必要あるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は学識経験者等から、理事会の同意を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員会の種類、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 公告

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める事務局組織運営規程によるものとする。

(帳簿及び書類の備え置き)

第59条 主たる事務所には常に次に掲げる帳簿及び書類を、法令に基づくそれぞれの年数を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程及びその他の規程等
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

第11章 補 則

(委 任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第9条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は茅野充男とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

都留 信也	水野 昌司	後藤 正夫	新家 龍	芹澤 進一
郷間 光安	深谷 秀敏	田口 誠	八木澤 幸生	高橋 秀典
- 5 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は次に掲げる者とする。

(理 事)				
茅野 充男	宮島 忠仁	陽 捷行	木嶋 利男	佐久間 哲也
中井 弘和	谷口 輝男	阿部 卓	中西 則文	田渕 浩康
(監 事)				
廣田 哲治	今野 明彦			
- 6 この変更した定款は、令和元年6月22日から施行する。